

見積競争の公告

国立大学法人筑波大学において、次のとおり不用品の売払いについて見積競争を実施します。

1. 見積競争に付する事項

- (1) 品名 不用品（IVR-CT装置）の売払い
- (2) 規格及び数量 仕様書のとおり
- (3) 引渡期限 不用品の引渡は、令和6年2月4日までに行うものとする。
- (4) 引渡場所 茨城県つくば市天久保2丁目1番地1
国立大学法人筑波大学附属病院中央診療棟（C棟）
1階C-114室（血管造影検査治療室）

2. 仕様書等の関係書類交付方法

仕様書等関係書類は、本公告に添付する。

3. 見積書等の提出場所等

- (1) 見積書提出場所 茨城県つくば市天久保2丁目1番地1
国立大学法人筑波大学病院総務部管理課
- (2) 連絡先 (担当) 寺田 電話番号 029-853-3901
- (3) 見積書提出期限 令和6年1月5日（金）11時00分
見積競争結果等については、電話等により行う。

4. 見積の方法

- (1) 国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則を熟知し、仕様書及び契約条項を承諾のうえ、見積るものとする。
- (2) 契約決定に当たっては、見積書に記載された金額に10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、見積者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額で見積るものとする。

5. 見積競争に参加する者に必要な資格

- (1) 国立大学法人筑波大学財務規則施行規程（以下「規程」という。）第46条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 規程第47条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和5年度の全省庁統一資格又は本学の競争参加資格において、関東・甲信越地域の「物品の買受け」で有効な資格を有している者であること、又は当該資格を有しない者であって、過去1年以内に本学との取引実績を有する者であること。
- (4) 契約担当役から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

6. 契約書の作成等

契約締結に当たっては、契約書を作成する。（契約保証金は免除）

7. 契約の方式

- (1) 最高価格の見積書を提出した者及び次順位者を契約予定者として、価格交渉を行う。
- (2) 契約予定者との価格交渉により、契約相手方及び契約金額を決定する。

以上

令和5年12月25日

国立大学法人筑波大学

分任契約担当役

附属病院長 原 晃

仕 様 書

1. 件 名 不用品（IVR-CT装置）の売払い
2. 不用品の規格及び数量等
Allura Xper FD20/ECLOS 16 一式
（日立製作所／フィリップス）
※本体、附属品含む。
3. 引渡期限 不用品の引渡は、令和6年2月4日までに行うものとする。
4. 引渡場所 国立大学法人筑波大学中央診療棟（C棟）1階C-114室（血管造影検査治療室）
（所在地：茨城県つくば市天久保2丁目1番地1）
5. 寄託期間等
 - (1) 搬出日から売払代金納入までは寄託期間とし、売払代金納入後に正式な引き渡しとなる。買受者は搬出日に本学が指定する物品預書を作成して提出し、売払代金納入後は本学が指定する受領書を作成し提出するものとする。
 - (2) 買受者が、寄託期間中（搬出日以降代金納入までの間）に、寄託物品の亡失等をした場合は、契約金額を損害賠償金として大学に支払うものとする。
 - (3) 買受者は、寄託期間中の物品を善良な管理者の注意をもって管理するものとする。
6. 代金の納入期限 買受者は、搬出物品の精算書を作成して国立大学法人筑波大学病院総務部管理課に送付するものとし、本学が発行する請求書の納付期限までに本学指定の口座に代金の全額を振込むものとする。
7. そ の 他
 - (1) 運搬費及び患者データ等の削除作業については、買受者において負担するものとする。
 - (2) この契約においての必要な細目は、国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則によるものとする。
 - (3) 不用品を搬入する際、本学附属病院の診療業務に支障を来さないよう十分に配慮すること。
 - (4) 契約の履行に際して疑義が生じた場合は、本学附属病院担当者の指示によるものとする。

物 品 預 書

令和 年 月 日

国立大学法人筑波大学

分任契約担当役

附属病院長 原 晃 殿

住 所

氏 名

下記条件により下記物品をお預かりします。

記

1. 寄託条件

- イ. 寄託期間は、搬出日から売払代金納入までとし、売払代金納入後直ちに引取るものとする。
- ロ. 買受者の責に帰する事由により、寄託物品を亡失又は損傷した場合は、契約金額又は当該損害相当額を損害賠償金として支払うものとする。

2. 寄託物品

品 名	数 量	備 考

受領書

令和 年 月 日

国立大学法人筑波大学
分任契約担当役
附属病院長 原 晃 殿

住 所

不用品の売買契約に基づき、下記の物品を確かに受領しました。

記

品 名	数 量	備 考

精 算 書

令和 年 月 日

国立大学法人筑波大学
分任契約担当役
附属病院長 原 晃 殿

住 所
氏 名

不用品を引取りましたので、下記のとおり精算します。

記

品 名	数 量	金 額	備 考
		円	

上記金額には消費税を含みます。

売買契約書（案）

契約件名 不用品（IVR-CT装置）の売払い

売主 国立大学法人筑波大学 分任契約担当役 附属病院長 原 晃（以下「甲」という。）と買主 （以下「乙」という。）との間において、上記の売買契約について、下記条項により契約を締結するものとする。

（売買の目的）

第 1 条 甲は、第 6 条の不用品（以下「本商品」という。）を乙に売り渡し、乙はこれを買収するものとする。

（本商品の引渡）

第 2 条 本商品の引渡期間は、別紙仕様書のとおりとし、仕様書に基づき、患者データ等の削除を完了した後、甲の検査確認後引渡すものとする。

（所有権の移転及び危険負担）

第 3 条 本商品に係る所有権は、売買代金の支払後に甲から乙に移転するものとする。また、危険負担については、甲の検査確認後に甲から乙に移転するものとする。

（売買代金）

第 4 条 本商品の売買代金は、金〇, 〇〇〇, 〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税額〇〇, 〇〇〇円）とする。

2 前項の消費税額及び地方消費税額は、消費税法第 28 条第 1 項及び第 29 条並びに地方税法第 72 条の 8 2 及び第 72 条の 8 3 の規定により算出したもので、代金額に 110 分の 10 を乗じて得た額である。

（支払方法）

第 5 条 売買代金の支払いは、本学が発行する請求書の納付期限までに本学指定の口座に代金の全額を振り込むものとする。なお、代金支払いに伴う振込手数料は、乙の負担とする。

2 契約代金を請求書に定める納付期限までに納付できない場合は、未納額に対し年 3% の割合で計算した金額を延滞金として、納付期限の翌日から支払いをするまでの延滞日数に応じて日割りで計算した額を納付するものとする。

3 前項により計算した延滞金が 100 円未満であるときは、その請求を行わないものとする。

(本商品の明細)

第 6 条 本商品の明細は以下のとおりとする。

商 品 名	数 量	備 考
IVR-CT装置 日立製作所／フィリップス製 Allura Xper FD20／ECLOS 16 ※本体、附属品含む。	1 式	

(個人情報保護)

第 7 条 本商品の引渡しを行うに際して、IVR-CT装置内部の存在する個人情報を適切に消去することを甲乙双方で確認することとし、万一引き渡し後に個人情報の流出があった際の責任は乙に帰するものとする。本契約終了後についても同様とする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第 8 条 甲及び乙は、相手方の事前の書面による承諾なしに、本契約に基づく権利義務を第三者に譲渡若しくは承継し、又は担保に供してはならない。

(損害賠償)

第 9 条 乙は、甲及び第三者に損害を与えた場合は、その賠償の責を負うものとする。

(契約保証金)

第 10 条 契約保証金は免除する。

(契約の細目)

第 11 条 この契約に定めるもののほか、必要な細目は、国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則によるものとする。

(紛争の解決)

第 12 条 この契約に関する訴えの管轄は、国立大学法人筑波大学の所在地を管轄区域とする水戸地方裁判所とする。

第 13 条 この契約について、甲及び乙間に紛争を生じたときは、両者協議により、これを解決するものとする。

(その他)

第 14 条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、甲及び乙間において協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、甲乙は次に記名し、印を押すものとする。
この契約書は2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

甲 茨城県つくば市天久保2丁目1番地1
国立大学法人筑波大学
分任契約担当役
附属病院長 原 晃 印

乙 【住所】
【法人等名】
【代表者等氏名】 印